

木とのふれあい推進事業

幼稚園や保育所などにおいて、東京の木である“多摩産材”を使った内装の木質化や木製遊具の設置、机や椅子の購入等に係る経費の2分の1を助成します。



じつは、東京都の面積の約4割は、森林

東京には23区の面積に匹敵する森林があります。この森林はわたしたちに木材を供給するだけでなく、水や大気の浄化、地球温暖化や災害防止、様々な生物の生息の場など多様な役割を持っており、豊かな都民生活になくてはならない都民共通の財産です。こうした森林の多くは木材価格の長期低迷などから“伐採→利用→植栽→保育”という森林の循環が停滞しています。このため、東京の木“多摩産材”をみんなで積極的に利用して森林の循環を取り戻し、健全で豊かな森林を次世代に伝えていかなければなりません。

その土地で育った木を使うと…

- その木が育った森林の循環に役立ちます
- 地元の産業の活性化につながります
- 輸送などのエネルギーを節約できます



木とのふれあい推進事業

対象施設（東京都内所在）

幼稚園

小学校

認可保育所

認証保育所

認定こども園

主な募集要件等

- 事業実施年度内に完了すること
- 多摩産材の使用量等の基準
 - ・内装木質化：1㎡あたり 0.03㎡以上
 - ・木製遊具の整備：1㎡あたり 0.08㎡以上
 - ・木製什器の整備：個々の製品の 50% 以上
- 一施設あたりの事業費が 50 万円以上であること
- 東京の森林や多摩産材等の積極的な PR を必ず行うこと
- 事業を実施した翌年度から 3 年間は、施設の利用状況等を都に報告すること

※国立及び公立の施設は対象としません。

補助対象 子供が日常的に利用するものに限ります。

内装木質化



床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用

木製遊具の整備



多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備

木製什器の整備



多摩産材を使用した木製什器の整備

補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限 400 万円）

詳細はホームページをご覧ください。

検索

木とのふれあい推進事業

「事業の内容」に関する問合せ

東京都産業労働局農林水産部森林課木材流通担当

電話 03-5320-4855

「多摩産材の調達」に関する問合せ

多摩産材情報センター

電話 0428-20-1181